

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 6 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 3 1 号 上尾市社会教育委員の委嘱・任命について ----- 1
- 議案第 3 2 号 上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命
について ----- 3
- 議案第 3 3 号 行政文書一部公開決定処分に係る不服申立て事案の決定
について ----- 5

議案第 3 1 号

上尾市社会教育委員の委嘱・任命について

上尾市社会教育委員に下記の者を委嘱・任命する。

平成 2 8 年 6 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 委嘱（任期：平成 2 8 年 7 月 1 日から平成 3 0 年 6 月 3 0 日まで）

区 分	氏 名	住 所	役職名等	備考
1 号委員	佐藤 卓美	仙台市青葉区在住	日本薬科大学教授	再任
1 号委員	近藤 博昭	上尾市本町在住	上尾市公民館運営審議会委員	再任
1 号委員	加藤 寛子	上尾市大字南在住	上尾市図書館協議会副委員長	再任
1 号委員	曾我部 延孝	さいたま市北区在住	上尾市人権教育推進協議会委員	再任
1 号委員	須賀 聡	上尾市愛宕在住	ボーイスカウト 上尾市連絡協議会会長	新任
1 号委員	遠山 正博	上尾市二ツ宮在住	上尾市体育協会副会長	再任
1 号委員	清水 和子	上尾市谷津在住	上尾市文化団体連合会 会長	再任
2 号委員	渡部 正美	上尾市大字原市在住	上尾市 PTA 連合会会長	再任
2 号委員	小林 くに子	上尾市本町在住	上尾みどりが丘幼稚園 園長	再任
3 号委員	首藤 敏元	上尾市中妻在住	埼玉大学教育学部教授	再任
3 号委員	菊地 豊	上尾市大字瓦葺在住	さいたま市立桜山中学校 学校地域連携コーディネーター	再任

2 任命（任期：平成28年7月1日から平成30年6月30日まで）

区 分	氏 名	住 所	役職名等	備 考
1号委員	鮫島 啓一	上尾市大字瓦葺 2260番地	上尾市立瓦葺小学校長	新任
1号委員	平田 健司	上尾市大字瓦葺 163番地	上尾市立瓦葺中学校長	新任

提案理由

上尾市社会教育委員の任期が満了することに伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、新たに委嘱・任命したいので、この案を提出する。

議案第 3 2 号

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について
上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 2 8 年 6 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 委嘱 [任期：平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで]

【原市集会所運営委員会委員】

選出区分	氏 名	住 所 等	備考
1 号委員	鈴木 礼三	上尾市大字瓦葺 在住	新任

【畔吉集会所運営委員会委員】

選出区分	氏 名	住 所 等	備考
3 号委員	藤波 由浩	上尾市大字畔吉 在住	新任
3 号委員	中島 常男	春日部市西金野井 在住	新任

2 任命 [任期：平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで]

【原市集会所運営委員会委員】

選出区分	氏 名	住 所 等	備考
2 号委員	吉田 充	上尾市大字原市 3990 番地	新任

【畔吉集会所運営委員会委員】

選出区分	氏 名	住 所 等	備考
2 号委員	田沼 良宣	上尾市大字小敷谷 1105 番地	新任

提案理由

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則（昭和50年3月31日教委規則第5号）第3条第2項及び第4条の規定により、後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 33 号

行政文書一部公開決定処分に係る不服申立て事案の決定について

平成 27 年 11 月 16 日付け提起された行政文書の公開請求に対する決定（以下「本件一部公開決定」という。）についての不服申立て（以下「本件不服申立て」という。）に対して、下記のとおり決定する。

平成 28 年 6 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

- 1 決定内容 本件一部公開決定のうち、教育委員に配布した資料の一部（各学校の調査研究結果及び保護者アンケートの結果のうち意見、感想に係る部分）並びに教科書展示会の参加者アンケートに係る部分は、これを取り消す。本件不服申立てのその余の不服申立て部分を棄却する。
- 2 理 由 別紙「決定書」の「第 2 当庁の判断」のとおり。
- 3 そ の 他 当該不服申立人には、別紙「決定書」により通知する。

提案理由

本件不服申立てについて、当該行政文書の公開請求に係る処分の一部を取り消し、その余の不服申立て部分の棄却を決定したいので、この案を提出する。